

2024年1月5日

各位

株式会社 鳥取銀行

「令和6年能登半島地震にかかる相談窓口」の設置について

この度の地震により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

株式会社 鳥取銀行（頭取 入江 到）では、令和6年能登半島地震により売上・資金繰りなどに影響のあるお客さまや、被害を受けられたお客さまからのご相談にお応えするため、「令和6年能登半島地震にかかる相談窓口」を設置いたしますのでお知らせします。

記

1. 「令和6年能登半島地震にかかる相談窓口」の設置

2024年1月5日（金）より当面の間、東京ローンプラザを除く全営業店（63ヶ店）に「令和6年能登半島地震にかかる相談窓口」を設置いたします。

相談窓口では、令和6年能登半島地震により資金繰りやサプライチェーン等に直接的・間接的に影響を受けられた法人および個人事業主のお客さまの必要なご資金のご相談や、返済条件の変更などのご相談にお応えいたします。

2. 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」への対応

このたびの災害の影響により、住宅ローンや事業性ローン等のお借入れのご返済が困難となっているお客さまに対しては、本ガイドラインにもとづいて、お借入れの全部または一部の減免をすること等を内容とする債務整理を公正かつ迅速に行います。

3. 令和6年能登半島地震により災害救助法が適用された地域に居住されているお客さまへの対応

- ①各種ご預金の通帳・証書ならびにお届けの印鑑を紛失した場合でも、預金者であることが確認できれば、ご預金を払い戻します。
- ②ご事情に応じて、定期預金、定期積金等の期日前払出（中途解約）に対応いたします。また、当該定期預金等を担保とする貸付をいたします。
- ③このたびの災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と話し合いのうえ、取立てができるよう努めます。
- ④このたびの災害時における手形の不渡処分、電子記録債権の取引停止処分等について配慮いたします。
- ⑤損傷した紙幣・硬貨の引き換えをいたします。
- ⑥国債を紛失された場合のご相談に応じます。
- ⑦災害の状況、応急資金の需要等を勘案し、審査手続きの簡略化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予など、被災者の皆さまの便宜を考慮して対応いたしますので、お取引店にご相談ください。

以上

《 本件に関するお問い合わせ 》
地域戦略部（齋藤）・経営統括部（片寄）
TEL 0857（37）0248・0260